

1. 国が定める「都道府県の責務等」にかかる要綱の改正について

■ 「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」の改正内容

改正の
目的

○認知症疾患医療センターの整備促進・診断後等支援機能の強化

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターのうち中核的な拠点の役割を担う「基幹型」の整備を推進するほか、都道府県と連携した質の確保のための取組や診断後等の支援の強化を図る。

「都道府県の責務等」(実施要綱 第5)の改正点 及び 現在の都の対応状況

[新規追加] : 今回の要項改正において追加された項目

○都道府県及び指定都市は、事業の推進にあたり次の3つの取組を行う。

都道府県
の責務等

①都道府県認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営 ⇒ 対応済

②事業の取組に関する評価等の実施 ⇒ 取組方法について検討

③センター事業に携わる職員の研修等の推進 [新規追加] ⇒ 対応済

○認知症疾患医療センターは、当該都道府県及び指定都市の実情に応じ、基幹型が存在する場合には当該基幹型を中心として、基幹型が存在しない場合には地域型及び連携型が連携すること等により、都道府県の責務等に記載された事業の推進を支援するものとする。 [新規追加]

都は、認知症支援推進センターと連携しながら「都道府県の責務」を含めた認知症医療の提供体制の充実を図っていく

2. 認知症疾患医療センターの事業の取組に関する評価等の取組方法(案)

国の事業評価の流れ※

①都道府県において、認知症疾患医療センター運営事業の事業実績報告書を集計・分析

②保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会にて、実施状況(事業報告書の集計結果等)について共有、意見交換

③協議会等における検討を踏まえ、事業の推進を図るうえで必要な、センター職員を対象とした研修の企画等を行う

①事業報告書の審査等を通じて認知症疾患医療センターの取組状況の把握

- ・認知症疾患医療センターから提出される事業報告書を審査
- ・事業報告書をベースに取組実績を集計し、都において把握した状況等と併せて推進会議に提示

②認知症疾患医療センターの取組状況について認知症施策推進会議において意見交換

- ・認知症支援推進センターがオブザーバーとして参加し、疾患医療センター運営事業について、委員と情報共有、意見交換を実施

③意見交換等を踏まえた認知症疾患医療センター事業に関わる職員の人材育成

- ・認知症支援推進センターにおいて、意見交換等の内容を踏まえながら、引き続き疾患センター職員研修をはじめとした各種研修を実施
- ・地域におけるより質の高い研修の実施に向け取組を充実

※令和2年度老健事業「2020認知症疾患医療センター運営事業の質の確保に向けた取組のための手引書」より抜粋